

一般事業所で従業員が陽性者になった場合の対応にご留意ください

事業所等で感染者が発生した場合は、原則、厚生センターによる積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は行いません。

事業者の皆様においては、引き続き感染対策の徹底をしていただくとともに、以下のご対応をお願いいたします。

事業所で陽性者が出た場合

以下の流れにそって、事業所内における陽性者との接触状況を確認して対応してください。

(1) 陽性者の感染可能期間を確認してください。

- ・陽性者が有症状（発熱、咳、倦怠感など）の場合は、症状が出た日の2日前から。
- ・陽性者が無症状の場合は、検査のために検体をとった日の2日前から。

(2) 陽性者が感染可能期間に出勤していたかを確認してください。

- ・出勤が無かった場合は、事業所で感染が広まる可能性は低いと考えられます。引き続き、事業所内での感染対策の徹底をお願いします。
- ・出勤があった場合は(3)へ進んでください。

(3) 陽性者と接触があった従業員がいないか確認してください。

- ・陽性者と接触のあった従業員がいない場合

引き続き事業所内での感染対策を徹底し、念のため感染者の最終出勤日から7日間は事業所内で症状のある人がいないか確認してください。発症した従業員がいる場合は、速やかに医療機関を受診するよう促してください。

- ・陽性者と接触のあった従業員がいた場合

当該従業員に対し、出勤を含む外出を制限する必要はありませんが、一定の期間（目安として7日間）はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるよう周知してください。

また、(4)についても確認してください。

(4) 陽性者と感染可能期間に会話の際にマスクを着用していないなど、感染対策を行わず飲食を共にすることがあった従業員がいないか確認してください。

該当者がいた場合は、一定期間（例えば5日間の自宅待機に加えて自主的に検査など）の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとってください。